

## (2) 植物防疫法に基づく輸入規制

### ア 植物防疫法施行規則 別表一の二 (第5条の4関係 (植物防疫法第6条関係))

輸出国で栽培地検査を要する地域、植物及び検疫有害動植物

最終改正 平成30年9月26日農林水産省令第63号

#### ばれいしょ関係抜粋

地 域	植 物	検疫有害動植物
一. トルコ、オランダ、ドイツ、ベルギー、ポルトガル、南 アフリカ共和国、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。 以下この表において同じ。)、アルゼンチン	きくごぼう、てんさい、にんじん及びば れいしょの生植物の地下部であつて 栽培の用に供し得るもの	<i>Meloidogyne chitw oodi</i> (コロンビアネコブ センチュウ)
三. オランダ、スイス、フランス、ベルギー、オーストラリ ア、ニュージーランド	アスパラガス、おらんだいちご、きくご ぼう、トマト及びばれいしょの生植物 の地下部であつて栽培の用に供し得 るもの	<i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビア ネコブセンチュ ウ)
四. インド、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウ ズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフス タン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニス タン、フィンランド、ベラルーシ、モルドバ、ラトビア、 リトアニア、ロシア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、 エクアドル、チリ、ペルー、ボリビア、メキシコ	オープンティア・トルティスピナ、オープン ティア・フラギリス、トマト、ばれいしょ、 マミラリア・ビビパラ及びふだんそう属 植物の生植物の地下部であつて裁 培の用に供し得るもの	<i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチ ュウ)
五. インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タ イ、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、 マレーシア、オマーン、英国、オランダ、デンマ ーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガン ダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメル ーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共 和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、 ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、 マラウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビ ーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアド ル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアド ループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイ カ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニ カ共和国、ドミニカ、トリニダード・トバゴ、ニカラゲ ア、パナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ベ リーズ、ペルー、マルチニーク島、メキシコ、オース トラリア、サモア、トンガ、ニュー・カレドニア、パプア ニューギニア、ハワイ諸島、フィジー	アボガド、うこん、おくら、ケロシア・ニ ティダ、ココやし、さといも、さとうきび、 しょうが、しよくようかんな、だいしょ、 ちや、とうもろこし、ばれいしょ、びん ろうじゆ、らつかせい(さやのない種 子を除く。)、アンスリューム属植物、 カラテア属植物、くずうこん属植物、 コーヒーノキ属植物、こしょう属植物、 バショウ属植物、フィロデンドロン属植 物及びふだんそう属植物の生植物の 地下部であつて栽培の用に供し得る もの	<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセ ンチュウ)

イ 植物防疫法施行規則 別表二(第9条関係(植物防疫法第7条関係))

輸入禁止地域、植物及び検疫有害動植物

最終改正 平成30年9月26日農林水産省令第63号

(ア)かんしょ関係抜粋

地 域	植 物	検疫有害動植物
<p>六. インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルデイク、ラオス、アフリカ、アメリカ合衆国、ガイアナ、グアテマラ、西インド諸島、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア</p>	<p>おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びにキャッサバの生塊根等の地下部</p>	<p><i>Cylas formicarius</i> (アリモドキゾウムシ)</p>
<p>七. 中華人民共和国、アメリカ合衆国、ガイアナ、スリナム、西インド諸島、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペルー、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア</p>	<p>あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部</p>	<p><i>Euscepes postfasciatus</i> (イモゾウムシ)</p>
<p>一三. アメリカ合衆国、ハワイ諸島</p>	<p>アボカド、アルファルファ、いんげんまめ、インディゴフェラ・ヒルスタ、おくら、きだちとうがらし、こしよ、さつまいも、さとうきび、すいか、だいこん、だいず、テーダまつ、とうがらし、とうもろこし、トマト、にがうり、パインアップル、ピヌス・エリオッティ、ペポかぼちや、メロン、らつかせい(さやのない種子を除く。)、リーキ、れいし、アンスリューム属植物(付表第四十九に掲げるものを除く。)、バショウ属植物、ふだんそう属植物及びみかん科植物の生植物の地下部</p>	<p><i>Radopholus cyriophylus</i> (カンキツネモグリセンチュウ)</p>

## (イ)ばれいしょ関係抜粋

地 域	植 物	検疫有害動植物
八. インド、ネパール、ブータン、トルコ、欧州(アルバニア、キプロス及びギリシャを除く。)、アルジェリア、チュニジア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島、ペルー、ボリビア、ニュージーランド	なす科植物の生茎葉及び生塊茎等の地下部	<i>Synchytrium endobioticum</i> (ジャガイモがんしゅ病菌)
十. インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ペリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	あかざ属植物及びなす科植物(付表第四十六に掲げるものを除く。)の生塊茎等の地下部	<i>Globodera rostochiensis</i> (ジャガイモシストセンチュウ)
十一. インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、スイス、スウェーデン、スペイン、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、カナリア諸島、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、コロンビア、チリ、パナマ、フォークランド諸島、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ニュージーランド	なす科植物(付表第四十六に掲げるものを除く。)の生塊茎等の地下部	<i>Globodera pallida</i> (ジャガイモシロシストセンチュウ)